



島根県報

平成27年1月23日（金）

号外第8号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正

（水 産 課） 2

【正 誤】

平成17年10月11日付け島根県報第1,717号中

（水 産 課） 2

告 示**島根県告示第56号**

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成27年1月23日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成27年1月23日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成27年1月22日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成27年1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項加入区の名前の欄中「恵曇・御津」を「恵曇」に改め、同項加入区の区域の欄中「うち魚瀬・秋鹿連絡所の地区を除く」を削り、同項漁業の区分の欄の2中「及び総トン数」を「、総トン数」に改め、「という。）」の次に「、総トン数10トン以上20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（以下「小型いか釣り漁業」という。）及び総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業（以下「中・小型底びき網漁業」という。）」を加え、同欄の3を次のように改める。

3 削除

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分の欄の6中「御津漁業協同組合の組合員」を「松江市鹿島町御津、魚瀬町及び秋鹿町の者」に改め、同欄の7中「恵曇漁業協同組合の組合員」を「松江市鹿島町（御津を除く。）の者」に改め、「のうち、総トン数5トン以上の漁船により、主として釣り又ははえ縄により行う漁業」を削り、同欄の8及び9を削り、同表4の項を次のように改める。

4	削除		
---	----	--	--

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項加入区の名前の欄中「大社町・湖陵町・多伎町」を「大社」に改め、同項漁業の区分の欄の5中「並びに外園町」を「、外園町並びに多伎町」に改め、同欄の6を削り、同表7の項加入区の名前の欄中「大田市」を「久手」に改め、同項漁業の区分の欄の5中「波根町」の次に「、久手町及び鳥井町鳥井」を加え、同欄の6から8までを削る。

正 誤

平成17年10月11日付け島根県報第1,717号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から2	(今福を除く。)	(今浦を除く。)